

議案第52号

世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年6月12日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、放課後児童支援員の要件を変更するとともに、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例

世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月世田谷区条例第39号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の長」を加える。

附則第2条中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。